号又は第三十八号」を「第三十号、第三十四号又は第三十九号」に改め、同号を同条第百五号とし、同条中第百三号を第百四号とし、第八十号から第百二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七十九号中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同号を同条第八十号とし、同条第七十八号中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同号を同条第七十九号とし、同条中第七十七号を第七十八号とし、同条第七十六号中「第三十三号」を「第三十四号」に改め、同号を同条第七十七号とし、同条中第七十五号を第七十六号とし、第七十一号から第七十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七十号中「第二十一号」を「第二十二号」に改め、同号を同条第七十一号とし、同条中第六十九号を第七十号とし、第五十七号から第六十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五十六号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同条第五十七号とし、同条中第五十五号を第五十六号とし、第八号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百六条の八に規定する交付金

第二条中第百六十一号を削り、第百六十二号を第百六十一号とし、第百六十三号を削り、第百六十四号を第百六十二号とし、第百六十五号から第百六十九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第百七十号中「第三十五号」を「第三十六号」に改め、同号を同条第百六十八号とし、同条中第百七十一号を第百七十九号とし、第百七十二号から第百八十九号までを二号ずつ繰り下げ、同条に次の六号を加える。

百八十八　成果連動型民間委託契約方式推進交付金

百八十九　過疎地域持続的発展支援交付金

百九十　農地集積・集約化等対策推進交付金

百九十一　農地集積・集約化等対策整備交付金

百九十二　国産農産物生産基盤強化等対策交付金

百九十三　日本型直接支払交付金

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和二年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第八十九号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改め、同条第三項第二号中「六十五分の二」を「二十六分の一」に改め、同項第三号中「四十五分の一」を「三十六分の一」に改め、同項第四号中「十五分の一」を「十二分の一」に改め、同条第七項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改め、同項第二号中「四十五分の一」を「三十六分の一」に改め、同項第三号中「十五分の一」を「十二分の一」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　菅　義偉

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第九十号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項及び第六項、第九十条第一項並びに第百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第一号中「もの又は」を「農業用用排水施設の新設、管理若しくは変更（当該新設、管理又は変更に係る農業用用排水施設の変更を含む。）を目的とするもの又は」に改める。

附則第二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

ため池で老朽化したため若しくは周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの廃止若しくは変更又は当該ため池に代わるため池の新設であつて、おおむね三百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものについては、令和十三年三月三十一日までの間は、第四十九条第一項の規定にかかわらず、法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により国が行うべき土地改良事業として申請することができる。この場合において、第五十条の二の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「の規定」とあるのは、「又は附則第二条第一項の規定」とする。

附則第四条中「附則第二条」を「附則第二条第二項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

附則第二条第一項に規定する土地改良事業についての第五十二条第一項第一号の規定の適用については、同条第四項から第六項までの規定にかかわらず、同号中「百分の四十に相当する額を超えず、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額」とあるのは、「三分の一に相当する額（北海道の区域内において行う場合にあつては、百分の三十に相当する額を超えず、かつ、その百分の十五に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額）」とする。

附則第六条第一項中「平成二十六年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和七年度まで」に改める。